

「自動車販売（小売、卸売）業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

チェックリスト

※本チェックリストは、各事業者が「自動車販売（小売、卸売）業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」のうち、感染防止のために特に留意すべき事項について適切な措置が講じられているかを確認していただくことを目的としています。
※本チェックリストにある項目の詳細やこれらの項目以外の感染予防対策については、上記ガイドラインを参照してください。

（１）店舗で徹底すべき感染防止対策

「3つの密（密閉・密集・密接）」の防止

- 店舗の広さ、商品の配置状況等を勘案し、必要に応じて入場制限・動線確保を行う等、密集しない状況を確認している（できる限り2mを目安に（最低1m）距離を確保）。
- お客様への商品説明の際には、お客様と従業員との間の適度な間隔を保持している。
- 施設内、室内の空気循環を徹底し、換気を定期的に行っている。
- 乾燥により温度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切に加湿している。
- 「3つの密」のいずれかに該当する場面では、なるべく密集・密閉・密接のいずれも避けるようにしている。

飛沫感染、接触感染の防止

- 従業員は正しいマスクの着用、石けんと流水による手洗い、手指の消毒を徹底するとともに、お客様との間を遮蔽する飛沫感染防止対策を行っている。
- 出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室等の共用箇所や、トイレ等のドアノブ、手摺り、テーブル・椅子等、頻繁に触れ、ウイルスが付着する可能性がある場所は定期的かつこまめな消毒を行っている。特にトイレは、便器の蓋を閉めてから水を流すよう表示するとともに、共通のタオルの利用は禁止し、ペーパータオルの設置や個人用タオル等を利用するなど、特段の対応を行っている。
- お客様に電子マネーやキャッシュレス決済を推奨し、現金でお支払いいただく際はコイントレー等を使用している。
- お客様へのいわゆるお茶出しは、ペットボトル飲料の提供等極力手が触れない工夫をしている。
- 商談テーブル・椅子、各種説明ツール、筆記用具、クレジット認証端末等は、使用の都度消毒を行っている。
- フロント窓口等、対面式の箇所にはアクリル板や透明なビニールカーテン等を設置している。
- 展示車両を清潔に保ち、お客様が触れた場合には常に衛生管理を行っている。また、従業員が触れる場合には手袋着用等の工夫をしている。
- 試乗車を利用する場合、試乗中、従業員は後部座席に座り、窓を開けて車内換気を行い、試乗後はハンドル、ドア等車内外の衛生管理を行っている。車内でも基本的な感染症対策を徹底している。
- 下取・買取査定の際には、査定員は手袋を着用、また当該車両の衛生管理を行っている。
- 代車を貸し出す場合には、返却された車の衛生管理を行っている。
- 納車・引取（業販やオートオークション等を含む）時はハンドル、ドア等車内外の衛生管理を行っている。

営業時間の短縮

□感染拡大の懸念が大きい地域においては、お客様および従業員の健康と安全を考慮し、営業時間の短縮等を実施している。

お客様への要望

- 事前予約制とするか、入店時にお客様の氏名および連絡先を把握している。
- ご来店いただく際のマスク着用をお願いしている。
- 店舗入口にアルコール消毒薬等を設置し、入出店時の手指消毒を促している。
- 正しいマスクの着用や咳エチケットのお願い、大声での会話等を控えていただきたい旨の掲示や周知を行っている。また、マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨の周知を行っている。
- 発熱・咳・咽頭痛などの症状があるお客様や感染の疑いのあるお客様は、ご来店いただかないように促している。
- 非接触型体温計等を利用した検温を実施し、平熱と比べて高い発熱がある場合は入店をお断りするなどの措置を講じている。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、各店舗等における各地域の通知サービスの登録、利用者のQRコードの読み取りを促している。

(2) 整備、サービス部門で徹底すべき感染防止対策

基本的に店舗内等と同様の対応を行い、特段の対応については日本自動車整備振興会連合会から示される感染予防対策ガイドラインを参考に、感染拡大防止に努める。

(3) オートオークション会場で徹底すべき感染防止対策

基本的に店舗内等と同様の対応を行うとともに、以下のような取り組みを実施する。

セリ会場での取り組み

- 必要に応じて来場者数の制限（各社1名まで等）・動線の確保を行い、その旨を周知している。
- 十分な座席間隔を確保している（前後左右を空けた席配置等）。
- ポススイッチ、セリ席タッチパネル、共用車両検索機等の来場者が共有する物品（テーブル・椅子等含む）の定期的かつこまめな清掃、消毒を行っている。
- 価格調整や後商談時、登録書類、代金決済、搬出等のカウンター業務時の順番待ちの際は、間隔を空けて並ぶよう促している。
- 飲食物を提供する場合には、感染防止対策を実施した上で、飲食可能エリアを設定している。食事メニューは簡素化または弁当形式を推奨し、大皿での取り分けによる食品提供はしないようにする。
- 休憩・食事スペースは、喫煙を含め、対人間の距離をできる限り2mを目安に（最低1m）確保するようテーブル・椅子等の配置を検討し、一定数以上の者が同時に休憩スペース等に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をしている。また、屋内休憩スペースにおいては常時換気を行っている。

□休憩・食事スペース内のテーブル上には区切りのパーティション（アクリル板等）を設置し、対面での食事や会話は自粛し、食事中以外や会話する場合にはマスクを必ず着用している。入退室前後に石けんと流水による手洗いや手指衛生を徹底している。

来場者への要望

- 発熱・咳・咽頭痛等の症状がある方や感染の疑いのある方は、来場しないように促している。
- 最少人数での来場と正しいマスクの着用を促している。
- 非接触型体温計等を利用した検温を実施し、平熱と比べて高い発熱がある場合は入店をお断りするなどの措置を講じている。
- 大声での会話等を控えていただきたい旨のおお客様への掲示や周知を行っている。また、マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨の周知を行っている。
- インターネット経由の落札や車両下見サービスの利用を促している。
- 支払いは振込を、書類の受け渡しは宅配の利用を促している。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、各店舗等における各地域の通知サービスの登録、利用者のQRコードの読み取りを促している。

（４）従業員等に対して徹底すべき感染防止対策

従業員の健康管理の徹底

- 従業員に対し、出勤前に検温による体温確認を励行させるほか、健康観察アプリなども活用し、体調、症状の有無を確認させ、感染の疑いのある者や具合の悪い者は自宅待機とすることを徹底している。
- 自宅待機を指示した従業員に対しては、毎日、健康観察を実施させ、症状が改善しない場合には、受診・相談センターやかかりつけ医への相談を指示している。
- 勤務中に具合が悪くなった従業員に対しては、抗原簡易キットを活用して検査を実施している。抗原簡易キットを活用した検査が困難な場合でも、その従業員は直ちに帰宅させ、自宅待機とすることを徹底している。
- 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所ので了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施している。陰性であっても、必要に応じて医療機関の受診を促し、感染拡大防止措置を継続して実施している。

通勤時等の混雑軽減

- 管理部門等を中心に、在宅勤務（テレワーク）が可能な従業員には、これを積極的に励行している。
- それ以外の従業員についても、時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制などの推奨や自家用車等の利用等により公共交通機関の利用の緩和を図っている。

従業員の洗浄慣行と飛沫防止対策の徹底

- 従業員に対して、始業時、休憩後を含め、マスクの着用、こまめな手洗いや手指消毒の実施、咳エチケットの励行等を徹底している。
- 従業員が利用可能な手指消毒液等を配置している。

- お客様との接客時に身につける衣類は、こまめに洗濯している。
- ドアノブ、電話、事務機器、洗面所備品、トイレ、ゴミ箱等の共有設備については、定期的に消毒を行っている。
- ゴミは、こまめに回収している。鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミの回収等の清掃作業を行う従業員はマスクや手袋を必ず着用し、作業後に石けんと流水による手洗いを徹底している。

休憩・休息

- 共有する物品（テーブル・椅子等）等は、定期的に消毒している。
- 屋外であっても対人間の距離をできる限り2mを目安に（最低1m）確保するよう努め、一定数以上の者が同時に休憩スペース等に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をしている。また屋内休憩スペースにおいては常時換気等を徹底している。
- 休憩スペース内での対面での食事や会話は自粛し、もし会話する場合にはマスクを必ず着用している。入退室前後に石けんと流水による手洗いや手指衛生を徹底している。

以上